

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年9月16日(水)午前8時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	鈴木てるみ君
委員	山田龍治君	委員	仮屋国治君
委員	新橋実君	委員	植山利博君
委員	下深迫孝二君	委員	宮内博君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

松枝正浩君 宮田竜二君 有村隆志君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	西田正志君	保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策監	)	林康治君
保健福祉政策課長	川畑信司君	重久保育園園長		鮫島政昭君
保健福祉政策課主幹	野村譲次君	保健福祉政策課主任主事		長友藍子君
教育部長	出口竜也君	教育総務課長	)	西敬一朗君
学校教育課長	芝原睦美君	学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター長		堀ノ内敬久君
国分中央高等学校事務長	赤塚孝平君	学校教育課課長補佐		寿山敏君
学校教育課課長補佐	久留理剛君	教育総務課主幹		町田信彦君
隼人学校給食センター所長	安栖賢一君	国分中央高等学校主幹		徳留要一君
教育総務課教育政策グループ長	堀ノ内周作君	学校教育課指導事務グループ長		望月美伸君
学校給食課学校給食管理G長	竹下裕一郎君	教育総務課教育施設Gサブリーダー		小濱直人君
隼人学校給食センターサブリーダー	下平熊健君			

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第57号：霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第60号：請負契約の締結について

議案第61号：財産の取得について

議案第62号：財産の取得について

陳情第3号：国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前 8時59分」

○委員長(平原志保君)

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る9月8日に本委員会に付託されました議案4件及び陳情1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。それでは審査に入ります。

#### △ 議案第62号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第62号、財産の取得について審査に入ります。執行部の説明を求めます。

○教育部長（出口竜也君）

議案第62号、財産の取得について御説明します。議案第62号は、国分中央高等学校食品加工室備品20基を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、国分中央高等学校事務長が説明しますので、よろしく審査いただきますようお願いいたします。

○国分中央高等学校事務長（赤塚孝平君）

議案第62号の財産の取得について、御説明します。議案の13ページを御覧ください。国分中央高等学校食品加工室改修工事に伴い、食品製造の科目の授業に要する主要な備品を購入するため、財産を取得しようとするものです。取得の方法は随意契約によるもので、取得金額は2,689万5,000円、取得の相手方は鹿児島アイホー調理機株式会社でございます。入札状況につきましては、14ページを御覧ください。以上で、国分中央高等学校の説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

今回のこの備品ですけれども、まず、この時期になった理由はどういうことですか。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前 9時01分」

---

「再開 午前 9時02分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○委員（新橋 実君）

今回入札して、再入札でも決定しなかったということで随意契約になっているわけです。まず、再入札でこれだけの差額が出ているわけですが、なぜこういう事態になったのかそこをお伺いします。

○国分中央高等学校事務長（赤塚孝平君）



の設計をする段階で、定価の8割を設計額として設定するというのはちょっと選択肢の中には  
ございませんでした。

○委員（新橋 実君）

設計と言われますけれども、この設計はどこが行ったのですか。これは教育委員会が行った  
のですか。

○国分中央高等学校事務長（赤塚孝平君）

はい、私どものほうで購入する備品の定価から一品一品積み上げたところですよ。

○委員（新橋 実君）

そのときに単価等の見積りも取られたわけですよね。業者のほうからですね。それは以前の  
単価として、設計単価というのはほとんど変わっていなかったという理解でいいのですか。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

委員の言われるとおり、見積書を頂いて、その金額からは入札の段階では変わっていなかつ  
たということになります。

○委員（植山利博君）

今のやり取りを聴いていて確認をしたいのですが、まずは必要な備品についてそれぞ  
れのメーカーというか業者さんから、その見積りというかパンフレットというか必要な品物の  
定価等が記載された書類を頂いたと。その書類から七掛けの価格で予定価格を設定したと。向  
こうの入札は定価から8割程度の入札がなされたと。結果として1割ぐらいの差額があつて、  
2回目もその7割の設定ではとてもできませんということで辞退が出たと。2者だけが入札に  
応じたけれども、こちらが予定した、定価から7割——引いたものには至らなかったという流  
れだったという理解でいいですね。

○国分中央高等学校事務長（赤塚孝平君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

執行部のほうは7割で試算をして予定価格ということにしたのだけれども、先程言いました  
ようにそのほとんどの参加業者の方たちが辞退をされているということになっているわけです。  
2者しか残らなかったと。その参考にした価格というのはいつの時点の価格なのですか。そし  
てそれから以降、コロナの影響とかそういうのも当然あるでしょうし、事業者としてそれはと  
てもできないというような、何らかの事情があつたのかなというふうに思いますけれども、結  
果的に今こういうことになって、その辺のことを事業者から意見聴取をされたりとか、今後の  
何らかの教訓にしていくとか、その辺のことをどのように導き出しているのでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（赤塚孝平君）

まず参考にした牧之原の給食センターのは平成27年でございます。製品の価格はそれなりに  
違うのかもしれませんが、率であくまでも算定しますので、製品の単価が上がったとしても率  
で反映させたところですよ。そして先ほどおっしゃったいろいろな要件、コロナのことも、この  
コロナ禍の中で生産ラインのことも勘案しながらした時にどうなのかなというところも当然考  
えるべきであつたのかなというふうに思います。ただ、通常の一般的な備品というか、冷蔵庫  
や移動台やその一般的な備品なので、そこまで生産に影響を及ぼすような、通常、ストックさ

れている備品なのかなという認識でございました。ただ一品だけ非常に高価な特殊な学校給食では使わない、この中にある圧力釜というのがあるのですけれども、これが非常に高価であって、なおかつ学校給食ではほとんど使用しないというものでしたので、ここが当然、受注生産でもあるというところがありますので、この辺りが一番大きな要因だったのかなというには分析しております。なので今後こういう機会がうちの中央高校にあるかは分かりませんが、やはり業者からのそういう情報というのもまた今度頂きながら、また、他の学校給食課とかそういうところへの情報提供というところで参考にしていきたいというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

今ちょっと話がありましたけれども、これが最初の予定からして、結局、今話があったようにコロナの関係で納期は最初の予定が例えば10月だったと、それがコロナの関係で納期が遅れるようなことはないのですか。そのへんの関係はどういう風なかたちで契約をされているのか。

○国分中央高等学校事務長（赤塚孝平君）

最初は11月を設定していたのですけれども、入札が不調に終わって、業者と協議する中でその納入期限というところを申出がございましたので、そこは柔軟に対応して、業者の言われるとおりの都合でしていただければ、その工事に間に合うような工事等の状況見ながらそこは納入していくようなかたちで、1月末を設定したところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

問題は要するに5年前の単価を資料にしたということが問題です。やはりこういう時には直近のやつでしていかないと、今言ったような単価の誤差も出てくるし、さっきもあったようにコロナ禍で生産も思うようにいかないということがあるわけですから、ちょっと高くついてしまったということだろうと思うので、これはしかたないですね。欲しいためには高くても買わなければいけないわけですから。だからこれからは直近のそういう単価等も調査をされて、出されることを要望しておきます。

○教育部長（出口竜也君）

御指摘のとおり、価格については最新のカタログ等も参考にはしておりますが、カタログからの落札率何割というのも、やはり委員御指摘のとおり、こういうコロナ等々御時世ですのでそういったものも十分配慮すべきであったのかと考えており、今後またそのような視点でも十分検討させていただきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

これだけの備品を必要な備品だという認識で調達されるわけですが、これはある学科が授業の一環として食品の加工をするために必要な備品だと理解するわけですが、何学科が何名くらいの生徒がどのような食品加工をするために必要な備品だと、少し内容を説明してもらえますか。

○国分中央高等学校事務長（赤塚孝平君）

学科は御存知のとおり園芸工学科が使用することになると思います。その加工したときに何を作るかといえば、これからいろいろと授業の中で生徒たちが組立て、企画、立案して決めていくわけですが、現在、小畑農場で作っている農産物としましては、トマト、イチゴ、サツマイモ、トウモロコシ、ネギいろいろあるのですけれども、そのようなものを使ってどう

いったものができるかというものを子供たちが授業の中で組み立てていきます。今、想定しているのはトマトを使ったソースでありますとか、イチゴを使ったジャムでありますとかそしてサツマイモであればそれをピューレ状にしてお菓子の業者に納入できないかとか、一次加工品もあれば二次加工と製品として作るのものになればその材料として使う、トマトを搾汁したピューレのものであったりとかそういうところで現在のところではそういうものを想定しているところです。

○委員（新橋 実君）

これだけの加工施設ができると今度はその後の排水の処理の関係ですね、排水処理の関係で汚水処理というか合併浄化槽までに持っていくまでに、その処理も必要だと思うのですが、その辺の施設はこれで十分対応できているのか、その辺はどのようなのですか。

○国分中央高等学校事務長（赤塚孝平君）

ここは下水なのですが、その排水処理については今度の建築の段階で今おっしゃられたグリストラップとか排水を水に流す前の処理とかそういうところも工事の中に含まれて対応するようになっております。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で議案第62号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時18分」

「再 開 午前 9時20分」

#### △ 議案第61号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第61号、財産の取得について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（出口竜也君）

議案第61号、財産の取得について御説明します。議案第61号は、隼人学校給食センターの食器洗浄機1台と棚回転式食器消毒保管機2台を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、学校給食課長が説明しますので、よろしく審査いただきますようお願いいたします。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

議案第61号の財産の取得について御説明します。11ページを御覧ください。隼人学校給食センターは、平成12年4月に開設され、建設後20年が経過しています。機械の老朽化による故障が著しく、年々修繕料が増大している状況です。このような状況を改善するため、厨房機器等

の計画的な更新を行い、安全安心な学校給食を継続して提供するため、食器洗浄機1台と棚回転式食器消毒保管機2台を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札により、鹿児島市伊敷町4745番地4、鹿児島アイホー調理機株式会社代表取締役長峯幹樹から7,584万2,800円で取得しようとするものです。施設の見取図と厨房機器の写真については、参考資料を御覧ください。以上、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

今もちょっとあったのですが、まず入札されたのはいつだったのか、それと積算価格と落札率をお伺いします。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

まず入札の日でございますが、入札日は6月24日水曜日でありました。落札率につきましては99.8%です。[「積算価格は」と言う声あり]7,600万円でした。

○委員（新橋 実君）

1回目で落札しているからいいのですけれども、もう一回確認ですけれども、平成12年に開設されてから年々修繕費も非常にかかっているということなのですけれども、これまでにかけた修繕費というのはどれくらいかかったのですか。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

申し訳ありません、12年開設からの積算はしておりませんけれども、令和元年度の決算でいきますと、全体の学校給食センターの修繕料が860万円ほどですが、そのうち隼人給食センターで373万6,000円余りで全体の七つのセンターのうちの43.4%を隼人で執行しているというような状況でございます。

○委員（仮屋国治君）

今の関連ですけれども、今度更新される3台ですか、この機器について頻度的に修繕の頻度というのはどのような状態だったのか、それと1回当たりの修繕料というのはどのくらいかかったものなのか御示してください。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

今回更新予定しております機械につきましては、以前からちよくちよく故障がでていまして、頻度的には平均月2回くらい業者の方に来ていただいているというような状況です。修理価格につきましては、済みません、ちょっと現在持ち合わせておりません。

○委員（仮屋国治君）

月2回となれば大変なことだろうと思いますけれども、修繕して使えないことはないということですが、更新後の旧機器の処分の仕方はどういう方法になりますか。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

現在の機器につきましては、落札業者のほうで撤去、処分していただくということになっております。

○委員（新橋 実君）

この積算価格を決める根拠ですね、それはどうやって決められたのですか。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

まず業者に見積りを出していただきました。もともとこの機械というのが特殊な機械でして、カタログ等には価格が出ておりません。そのため、業者に見積りを出していただきましてその見積りを基に財政課と協議、予算査定を受けまして、最終的に7,600万円という予定価格を定めたところであります。

○委員（新橋 実君）

ここにはですよ、5者の入札者がいらっしゃるわけですが、その5者とも見積りを全て取って、どういう風なかたちで決定をしたのですか。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

見積りにつきましては、現在、隼人給食センターの厨房機器全てがアイホー調理機の機器になっておりますので、見積りにつきましてはアイホー調理機さん1者から取っております。

○委員（新橋 実君）

ということは、入札はしたけれども最初からアイホー調理機さんしかできないということだったのですか。その品物自体がアイホーさんでしか製作はできないというような理解でよろしいのですか。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

現在の機械がアイホーさんなのですが、機械自体は今回指名をさせていただいた5者、ほかの4者も同じ機械を取り扱っているということでしたので、この5者で指名競争入札を行ったところであります。

○委員（宮内 博君）

特殊性のあるその機械だろうというふうに思うのですけれど、先ほど口述のほうで、機械の老朽化の著しい状況というのが説明をされているわけです。それで今回3台購入するというにしているわけですが、安全安心な給食を子供たちに届ける体制というのはこれは手が抜けないことでもありますので、それをどう計画的に担保していくのかということが必要だろうというふうに思うのですけれども、今後どのような計画を持って老朽化が進む設備等を維持していくというような形で考えられているのか、それを説明してもらえませんか。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

答弁でも申し上げましたとおり、隼人給食センターも20年経過しているということで、故障も多くて純正の部品がないというような状況も発生しております。そのような中で継続して給食を提供していくためには、やはりもう故障で止めるわけにはいきませんので、今年度から5年間の更新計画を作成いたしまして、全ての厨房機器を5年間で更新しようということで計画しております。

○委員（新橋 実君）

この厨房機器のメンテナンス、毎回されるのでしょうか、これの保証期間というのはどれぐらいあるのですか。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

業者に確認しましたところ、2年間保障をするということでした。

○委員（新橋 実君）



業者にというか霧島市で決められないのですか。それは業者の言いなりなのですか。先ほどの入札にしてもそうですけれども、業者がそれだけの単価だという場合はもうそれで決まってしまうというような形になっているわけですが、その辺はどうか。建築の場合は建物の防水なんかについては10年間とか建築基準法上で決まっているわけですが、そういう法はないのですか。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

ほとんどの厨房機器につきまして、通常保証期間は1年間であります。それを今回更新予定のこの機器につきましては、本来1年なのですが2年間は保証しますというふうな業者からの回答は頂いています。

○委員（新橋 実君）

今回敷根清掃センターはこことはまた別ですけれども、メンテナンス費用も含めて10年か15年かそういうふうな形で含めてするというような話もありましたけれども、やはり同じ業者が同じ品物を使うわけですから、そのメンテナンスがずっとかかってくる訳です。それが結構お金がかかってくればそこにずっとお願いするしかないわけですが、やはりそういったことを考えれば、今後はちょっと考えるべきだと思うのですが、やはり品物は安くで入れても、あとメンテがいっぱいかかればその辺もある程度何かで対応していかないといけないと思うのです。今ここはそういうことではないと思うのですが、メンテについてもしっかりと対応するように、そういう指導というのも必要だと思います。どうですか部長。

○教育部長（出口竜也君）

御指摘のとおりでございます。初期投資が安くあがったとしてもメンテナンスのほうで費用がかかれば、トータルでは逆転することもあるかと思えます。今回、厨房機器、特に学校給食のほうに非常に実績のある業者の方々の中から選んだわけでありまして、かねがねほぼ絶対に止められない施設ですので、日頃、緊急事態も常にフットワーク良く先程言われましたとおり、月に何回でも緊急修繕もしていただいておりますので、そういった意味では安心安全な給食を保つ上では非常に業者との信頼関係というのも大事で、またこれらの業者は非常に実績のある業者であります。またそういった観点でも、この機器のブロックを入れ替えるというのはなかなか何十年に1回ですので、こういった機会に御指摘のありましたとおり、メンテナンス費用まで含めた設計、そういったものもまた十分考えていきたいと思えます。

○委員（新橋 実君）

あと、今回コロナ禍で非常に品物を造るのも時期的なこともあると思うのですが、今回のこの納期ですね、これは最初の考え方からすると遅れているのかそれとも最初考えたとおりの納期で入るのか、その辺はどうか。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

納期につきましては、契約書上、令和3年1月8日なのですが、機械入替え自体は冬休みに入ってすぐと考えております。業者のほうもそれに対応できますということをお願いしております。

○委員（下深迫孝二君）

隼人の給食センターはかなり大きな給食センターと。そして学校にもたくさん配送していらっしやるというふうに聴いているのですけれども、1日作っていらっしやるの量はどれくらいあるのでしょうか。何十食とか何千食とかあると思うのですが。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

特別、何も試食会とかない普通の日で大体、約1日3,550食です。

○委員（下深迫孝二君）

3,500食となれば、これはもうかなり機械も無理もするわけです。今回5年で更新をこれからはするとおっしゃっていましたが、減価償却おそらく5年くらいでできるはずなので、やはりそうしていかないとですよ、機械が故障して1か月2回も修理に来てもらうということではまともな給食センターの業務を果たせないということもあるので、今後はそういうことも考慮していただいて、また、よく悪くなる部品というのは機械でいったときはどこら辺がというのが大体あるわけです。全体的に壊れるのではないのだから。そういうところの部品をしっかりとおさえておくとか、そういうことにもきちっとしていただくように、これも要望で結構ですのでお願いしておきます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

この機種を選定するにあたり、現場で働く人たちの意見というのは聴かれたかどうかお尋ねいたします。

○隼人学校給食センター所長（安栖賢一君）

やはり調理員さんたち、今使っている機械が慣れていらっしやいますので、できれば同じものがいいという御意見でした。基本的には今の機械と同じ機種と言いますか、当然20年前の機械ですので、ある程度いいほうに改良はされているのだとは思いますが、基本的には同じ種類の同じ機種ということになります。

○副委員長（鈴木てるみ君）

私も今回この議案について、鹿児島県内でいろいろ給食センターで働いている知り合いにちょっと聴いてみたのです。そしたらアイホーはとにかくいいよということで、アフターサポートもきめ細かくて迅速で使い勝手もすごく良いので、いいのを選んだですねというふうに言われましたので、これは現場の意見が反映されているのかなと思って確認いたしました。

○委員（植山利博君）

私もこのアイホーが学校給食の専門的な業者だというふうに聴き及んでおります。それで、先ほどありました保証期間というのは什器関係は大体1年だということも承知をしておりますけれども、ただメンテナンスを含んで管理をしますよと、その代わり月々これだけメンテナンス料を頂きますよと。私どもも小さな什器ですけども冷凍庫とか持っていますので、ホシザキさんとかいろいろなメーカーが品物を入れたあとに向こう3年間きちっとメンテナンスをします。故障があったときは部品代もいただきません。だけど月々これだけのメンテナンス料が必要ですよというシステムもあるのですけれども、こういう学校給食のものにはそういうものはないのですか。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

そのようなメンテナンスというような形でこれまで契約というようなことをしたことはございません。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で議案第61号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時40分」

---

「再開 午前 9時42分」

#### △ 議案第60号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第60号、請負契約の締結について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（出口竜也君）

議案第60号、請負契約の締結について御説明します。議案第60号、R2日当山中学校昇降口棟ほか改築工事（建築）について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査いただきますようお願いいたします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

議案第60号の請負契約の締結について御説明します。議案集は8ページから10ページです。日当山中学校の昇降口棟及び渡り廊下等は、昭和52年に建設され、建設後40年以上経過しています。老朽化が著しく、年々修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、多目的に使える教室の整備やエレベーター設置等によるバリアフリー対策、雨に濡れずに移動できる渡り廊下、また内装等の木質化及び設備機器の省エネ化など改築及び改修工事を行い教育環境の整備を図るため、日当山中学校昇降口棟ほか改築工事（建築）に係る請負契約を締結しようとするものです。まず、議案8ページの、条件付き一般競争入札については、安田・末重特定建設工事共同企業体代表者安田建設工業株式会社代表取締役安田茂が入札価格2億5,520万円、技術評価点107.2点、評価値46.2069点で落札しました。工事概要は、鉄骨造3階建て、延床面積420㎡の昇降口棟の改築工事及び鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て、延床面積199㎡の保健室棟、渡り廊下の改修工事です。工事場所は、参考資料1に配置図がありますが、斜線で表示している部分であり、工期は、令和3年8月末までを予定しています。各階の平面図と立面図については、参考資料2から6を御覧ください。以上、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

この図面ではどういうふうな改修をするのか私は理解できないわけですが、設計業者から各入札業者に対して、積算資料等を渡されているわけですが、再入札に至った理由ですね。結局、設計数量等も全て記載されてそれなりに資料もあるわけですから、そこはどうお考えですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

工事価格表を確認いたしましたところ、直接工事費につきましては、第1回目の入札の段階で我々が考えておりました、直接工事価格よりは下回った金額で入札をしてくださっていたのですが、経費の考え方にちょっと相違があったというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

私も、入札の最終的な霧島市が出している入札表を見たのですが、再入札に至っても、ほとんど1者だけ。安田・末重さんだけが積算価格を下回っているというような状況だったわけですが、だからその辺が非常に、結局落札した業者だけの数量表だけしかもらっていないと思うのですが、その辺はどうなのですか。結局、入札に参加した業者から全て積算についてももらっていらっしゃるのですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

入札の条件と致しまして、全ての入札参加業者から工事内訳につきましては頂くようになっておりますので、全業者の細かい数量までは別ですけれども、大体の項目ごとの金額は幾らぐらいで入れているかというのはわかります。

○委員（新橋 実君）

その中で全て、一般工事費についてはほとんど合っているけれども、経費率だけが非常に合わない。それについては、どういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

後々、確認をしてみたのですが、今回、昇降口等の新築工事、それと保健室等の改修工事ということで、新築工事と改修工事が混在した工事ということで発注いたしております。当然経費の考え方につきましても、新築でいく場合と、改修でいく場合と、経費の考えが違いますので、我々が積算する場合は国土交通省が示している積算根拠に基づいて積算をしております。それでいきますと、新築工事、改修工事それぞれで共通仮設費と現場管理費のほうは計算しまして、最終的な一般管理費のところは合算で出すという形になっております。その辺りの考え方に相違があったのではないかとこのように考えております。

○委員（新橋 実君）

そうでしょうけれども、実際、積算でそれだけ上がって、結局落札した業者はそれで利益がでるのか。その辺、実際市の考え方と相違があったわけですが、どう考えていらっしゃるのですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

現在入札をするに当たりまして、設計の内覧、公表している数量関係については、いろいろな経緯がございまして、数量については、当然、全数量を出しますし、単価等につきましてもページ数を表記。また見積りにつきましては、金額をそのまま表記という形で、直接工事費の考え方につきましては、ほとんど各業者、大体数字が我々が積算している数量と変わらない

ところまでできていると思います。あとは、経費の考え方のところで、当然建築の場合は工期の何箇月というのも経費に含まれていますので、その辺も含めて計算しておりますので、ほとんどもう我々が出している設計数量と変わらないような金額で持ってきていると思います。あとはその業者さんがあとどれぐらいで入れるかというところで、近いところでのせめぎ合いという形になっているのではないかと考えておりますので、工事を発注して取ったところにつきまして、赤字工事になるということはないというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

だけどですね、特に今回の場合はあれですけども、新築にしても増築にしても、生コンや鉄筋等を使う場合は、数量はあってもそれを超えないといけないわけですよ。100m<sup>3</sup>であれば、101m<sup>3</sup>以上、鉄筋だったら、10 t だったら10 t 以上の数量を使わないといけない。何にしてもそうですけれども。そうなった場合、特に今は、生コンとか鉄筋とかいうのが非常に公共単価が安くなっているというような話も聴くわけですけども、その辺は現場の状況をしっかり確認して、それがただ始良地区の単価がありますけれども、そうなっているのか。現状に合っているのか、その辺を非常に危惧するのです。実際現状単価と、公共単価とが乖離していないのか。その辺はしっかり確認をされていますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

以前、天降川小学校を作っていた頃なのですが、あの頃は北京オリンピックの関係で鋼材単価がものすごく跳ね上がった時期があったと思うのですけれども、あの時は、県単価では確かに単価の相違があり、そのときは刊行本の単価を採用して、積算したということがございます。ただ最近では、刊行本も確認するのですけれども、県単価で出されている金額との相違がほとんどないというような状況ですので、一応、県単価採用という形でいっております。

○委員（新橋 実君）

県単価もですけど、実際出ているその始良地区で生コン業者がありますよ。組合もありますよ。その確認はされていますかということ確認しているのです。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

そちらにつきましては、直接の生コン工場のほうに確認はしていないのですけれども、先ほどおっしゃったように入札、落札をしたところからは、設計内訳書を全部頂きますので、その中で生コンの単価も確認ができますので、そこで相違がないかという確認はしています。

○委員（下深迫孝二君）

築40年を超えて非常に老朽化がひどいということで、ここの学校も大きな学校ですよ。日当山中学校といたら。やはり子供たちの安心安全ということを考えれば、早い時期に改修もしていただかなければいけないというふうに思うのだけれども、今回はエレベーター設置やバリアフリーとかいういろんなものを入れて、こうして今回入札をされた。そして業者さんも市がこの安い値段で押しつけたのではなくて、業者がこの値段でできますということで取られたわけですよ。であれば、何ら問題はないと考えていますので、子供たちの安全のためにも早く工事が完了するようにお願いしておきます。

○委員（植山利博君）

先ほどからのやりとりを聴いていると、直接工事の単価については、どの業者も設計の段階

でほとんど差がないというようなことで、その一般管理費のことなのですから、これは人件費については、きちっと掌握ができるような体制が取られているという理解でいいですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

一般管理費につきましても、国土交通省で示している経費率の考え方がございまして、直接工事費の金額が幾ら以上の場合は何パーセントというような形で比率が決められているものですから、これにつきましては全国どこも同じように国土交通省の示した積算根拠に則って積算していますので、そこについては変わりはないと認識しています。

○委員（植山利博君）

入札をする段階でこの工事が仮にどこかの業者が落札したと。そして工事が始まると。その段階でどれぐらいの割合で、例えば下請に出すとか、下請に出さないとか、そういうのは入札の段階では掌握できるものなのですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回発注しているのは、建築工事ということですので、基本的に建築工事の場合は、土木と違いますがほとんど下請に発注するという割合が高い工事でございます。自社でできるとしましたら、土工事の土工さんですとか、若しくは大工をお抱えで持っている業者であれば、ちょっとした造作系の大工仕事をやらせたりとかというのはあると思いますが、それ以外につきましては、ほとんど全て一次下請、二次下請ということで、下請に発注する形になっていると思っています。

○委員（植山利博君）

この前の一般質問ではないですが、要するにかなりの部分を下請に出すときに、その下請の皆さんの人件費の把握、入札の段階でその辺の把握までができるのかできないのか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

実際に取った業者さんがどのように考えているかによって、下請に出す、出さないというのはありますので、我々が発注する段階では、どの工事、どの職種を下請に出すというのは掴みようがないです。

○委員（植山利博君）

実際に工事が完成した、完成した時点でどれぐらいの割合で下請に出して、その下請の業者のいわゆる人件費がどのようになっている、賃金が実際どういう形で何名の人に支払われたというのは掌握できますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

どのような下請に出されたか、またその下請が二次下請、三次下請に出したかということは、把握はできるのですけれども、またお支払いした金額についても把握はできるのですけれども、ただそれが賃金的にどうだったかというところまではちょっとこちらで分からないところです。

○委員（新橋 実君）

その中で、できるだけ下請も地元を使うようにとお願いしているのですが、その辺の地元の使用率、特に今、教育委員会は非常に工事が多いわけですから、その辺は把握されていらっしゃるのですか。その辺の指導もされているのか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

こちらにつきましては、過去に何度も御指導等いただきまして、一般質問でも答弁していると思うのですが、標準仕様書の中で地元産材の優先使用、地元業者の優先使用については、標準仕様書にうたっている状態です。また工事が始まる際に私どもも実際に現場に出向きまして、一番最初の挨拶の中で、地元の企業、業者さん、また地元で作っているものについては、なるべく利用していただくように見積もり等を採取して、金額が合わないときは無理やり使えとは言えないのですが、その辺を優先して使うようお願いを毎回しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

お願いはしているのですが、実際どれぐらい使っているかという率が分かっていたら教えてください。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今年度、今、発注している工事で、6月議会で承認いただきました日当山中学校の屋内運動場がございますが、こちらが今、解体工事がやっと終わるぐらいというところで、今の段階では、下請のほうもそこまで数が上がってきていないものですから、地元の業者が何社というのは確認ができていないです。

○委員（宮内 博君）

少しお尋ねしたいのですが、今、やり取りの中で建築関係については、ほとんどが一次下請、二次下請という形で、ほとんど下請を活用してやるというようなことであります。給与のことについては議論があったのですが、人件費を積算する段階では、今、答弁があったように国土交通省の基準を一つの基準にして積算しているということですが、今、建設業全体として人手不足という状況が続いているということで、外国人の労働者も働いているような実態があるようですけれども、一次下請、二次下請に出したときの働いてらっしゃる方たちの将来の保障、建退共というのものもあるわけですが、そういう建設業退職金共済制度にしっかり入って、そしてそういう方たちがその職を辞したときに、きちんと生活ができるということも、当然人件費の中には担保されているということになっているのですが、それが下請、下請に出されている中で、結果的にどういうふうになっているのか。その仕組みはどういうふうになっていますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

建設業の退職金制度につきましては、当然、我々もですが、工事契約検査課のほうでも、最終の完成検査の時に必ず確認されるところで、きちんと退職金制度に入っているところの方々に退職金の証紙というか、それを配っているかどうか、そこについては必ず確認しております。

○委員（宮内 博君）

それは、その最終の下請に至るまで、確認がされているということの理解でよろしいですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

はい、そのとおりです。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、以上で、議案第60号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時01分」

---

「再開 午前10時13分」

### △ 陳情第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に陳情第3号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情について、審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（出口竜也君）

陳情第3号についての見解を御説明します。鹿児島県内には、令和元年度、公立の小学校が511校あり、学級数は4,835学級です。中学校は学校数が221校で、学級数は1,709学級です。令和元年度の20人以下の学級数の割合は、小学校で全体の約50%、中学校で約31%です。本市においては、今年度、小学校35校の294学級のうち、20人以下は80学級であり、その割合は約27%です。中学校では、13校103学級のうち、20人以下は4学級あり、約4%となっています。教職員配置数は、標準的な学級数等に応じて算定される基礎定数と、政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分される加配定数から算出されます。基礎定数は、小学校1・2年生については、35人以下、小学3年生から6年生と中学校については、40人学級編制を基に算出されます。平成29年3月「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」いわゆる義務標準法の改正により、これまで加配定数で措置していた教員の定数の一部が基礎定数化され、令和8年度までに、加配定数の3割を基礎定数化していくことが計画されています。このように基礎定数が増えることにより、教員の人数確保が今より確実に行われるようになりますが、陳情にある20人学級を実現するには、更なる教職員の増員が必要となります。また、全国的に教員採用試験の倍率は低下しており、欠員を補充することができない事例も見られ、教員の確保そのものにも課題があります。さらに、特別支援学級の増加や外国語学習等のための特別教室の設置により、教室不足も課題です。20人学級を展望した少人数学級の実現にはこのように多くの課題があり、その実現は難しいと考えますが、少人数学級は、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細かな指導ができることから、国に課題解決に向けた努力を求める必要はあると考えます。なお、本会議の一般質問の答弁でも触れましたが、全国都道府県教育長協議会、全国市長会、鹿児島県連合校長協会から、教職員定数の標準見直し等について、国に要望がなされているところです。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

今、部長の説明を聴いておまして、20人学級にした場合に、霧島市、小学校が35校ありますよね。その中での中山間地域は当然生徒が少なく、特認校制度等をして、かろうじて学校



を保っているということなのですからけれども、上場はできるでしょうけれど、下場の大きな学校を20人学級にした場合、教室が幾つあればこれを実現することができるのか。また、教職員はどのくらいの人数が必要になるのか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

今、手元にデータがございませんので、すぐに調べさせて後ほどお答えします。[22ページに答弁あり]

○委員（宮内 博君）

一般質問でも部長のほうからありましたように、やり取りをなされている経過があります。それで全国の市長会、町村会、知事会、こういうところも国に対して現下のコロナ感染症の拡大を受けて、学校の衛生環境、感染防止対策、そういうものを真剣に考える必要があるということで、まずは少人数学級に積極的に取り組むようにと、そういう提言もなされているわけです。実際に全国の教育長会でもそういった提言がなされているという状況にあるわけですが、これは国がそういう政策的な展望を持って、政策的にそれを打ち出していくというようなことが求められるということで、それぞれ要請しているわけでありまして、国がそういうふう動くということになると、当然自治体もそういったこの環境整備に向けて取組が進むということになるわけですから、どのような提言がそれぞれ出されているか再度御紹介をいただけませんか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

全国都道府県教育長協議会のほうでは、4項目目に学校再開後における新型コロナウイルス感染症対策への支援についてというところの2項目目に学校の新しい生活様式として示された教室における身体的距離の確保を実現するため、1教室当たりの人数を減らす、学級数を増やした場合の人的措置に係る必要な財政措置を講じることということで要望しております。また全国市長会では教職員配置等の充実について、ということで地域に応じたきめ細かな指導が行えるよう学級編制及び教職員定数の標準について一層の見直しを図るとともに、所要の財源措置を講じること、特に少人数学級については後退することなく引き続きその推進を図ることと要望しております。県の連合校長協会では国に対し、義務教育費国庫負担制度や人材確保の堅持並びに国庫負担率の復元及び公立義務教育小学校教職員定数改善計画の早期策定を要請するとともに、以下の事項について特段の配慮をお願いしたいということで、確かな学力の定着のための少人数による授業など、きめ細かな指導を可能にする教員の配置ということで要望書が出されております。

○委員（宮内 博君）

全国知事会長会、市長会長会、町村会長会ですね、そこでも出されていて、その一文の中には今後予想される感染症の再拡大時にあっても、必要な教育活動を継続して子供たちの学びを保障するためには、少人数学級により児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保がぜひとも必要であると、こういうふうにしてあるのです。それで実際、1教室の面積というのは63㎡から64㎡というようなことで、先ほどの口述の中では27%が小学校では20人以下だと、中学校では4%ですね。特に小学校高学年、中学校、ここではいわば過密状態になっている、そういう学級も存在するということですよ。それで実際に35人学級というのは一、

二年生しか担保されていないということありますので、40人を超えるような状況というのが現実にあるというのが霧島市内の実態なのですが、そこら辺もちょっと紹介してもらえませんか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

在籍する児童生徒が多い学校ということで、一般質問の中でも申しあげましたけれども、鹿児島県の場合は小学校一、二年生が30人学級となりますので、小学校1年生で30人以上の学級は108学級のうち2学級で1.85%、3年生から6年生、中学校は一学級40人となりますので、小学校3年生から6年生の186学級のうち35人以上の学級が40学級、20.5%、中学校の場合は、103学級のうち、35人以上の学級が51学級、49.5%ということで、やはり特に下場の学校については、密の状態が避けられないというのは現実です。学校訪問に行ってもかなり密状態になっていますけれども、換気であったり、空調であったり併用して、とにかく三つの密が重ならないということを中心にやっています。それから、先日、学校訪問をしたのですが、英語の外国語の授業では先生は透明マスクを使っていたりですとか、そういった工夫もなされているところであると認識しています。

○委員（宮内 博君）

霧島市の教育委員会が発行している霧島市の教育の資料を拝見いたしますと、実際に大きな規模の学校では、40人を超える学級が存在しているということでも報告がされているわけですね。例えば、天降川小学校の3年生、1クラス当たり40.5人という形になっています。また日当山小学校では、4年生のクラスで40.6人というような形になっているわけです。だから非常に過密な状態で一人当たりの面積が1.6㎡ということでもありますから、これでいきますとですね。だから非常に過密な状態で、ソーシャルディスタンスどころではないというですね、そういう状況が実際にあります。ですから教育委員会としては様々な努力をされているのだけれども、それにも限界があるというようなことだろうと思うのですよね。それで国会でもかなりこのことについては議論をされていて、7月22日の文部科学委員会の議事録をちょっと見てみましたら、萩生田国務大臣も、新しい学びを支える環境整備の在り方について、検討していかなければいけないというふうに答弁をしております。政府参考人も少人数によりきめ細やかな指導体制の計画的な整備の在り方について議論をして、関係者間で丁寧に検討していきたいと、こういう答弁をしている。だから状況は、やはり新しい感染症を受けてそういった子供たちの学びの環境をいかに担保していくのかということで検討が進められている状況にあるというふうに思うのです。今回出されている陳情書が20人学級を早期に図っていただきたいという内容になっているわけですが、やはりこの時代の要請だというふうの一つは捉えることができるというふうに思うのですけれども、先ほど口述の中にもありましたように、今後、教職員の数も増えていくというようなことで、この資料の説明はありませんでしたけれども、いわゆる加配定数6万5,000人が今後配置されていくというようなことでされて、20人学級が必要とするのは10万人ぐらいだといわれていますけれども、そういう時代の要請でもあるというふうの一つは捉えることができますと思いますけれど、教育委員会は、そのことについてはどのようにお考えですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

少人数学級については、きめ細かな指導ができるということ、それから私が校長をしていた学校も数学、英語を少人数で行っていましたが、特に学力習熟度に分けたときに、学力の高い学級のほうはどんどん、どんどん先に進んで、難しい問題に対応できる。そしてどうしても習熟の低い学級のほうは、これこそ指導力のある教員が、丁寧な指導をすることによって、その教科に興味を持って意欲的に学習に取り組むという姿を見てきました。そう考えると少人数指導については、もちろんこの新しい学校生活様式の実現もそうなのですが、学びそのものに、子供の学びの質そのものに影響を与えていると思いますので、この少人数指導についてはどんどん取り入れていきたいと考えますけれども、いかんせんなかなか定数が増えないと。財政的なこともあって。そこが大きなハードルになっていて、教育委員会としてはやはり少人数指導を広げていくべきだという立場であります。

○委員（仮屋国治君）

添付書類を頂いていますけれども、義務標準法の改正と中期見通しとの関係ということで、このところをそれぞれ霧島市に置き換えたときの人数というのはすぐお示しできますか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

申し訳ございません、児童生徒の数、教室の数等が今後どうなっていくのかということが不明ですので、将来的にどうなるかということ、人数についてはお答えすることができません。

○委員（仮屋国治君）

そういうことではなくて、平成28年度と平成38年度を比較しているわけですから、少子化で児童数がいくらか減って、現在の加配定数のこの6.5万人のところを霧島市が何人で、平成38年度にはこれぐらいになるだろうという予想はされていないのかという質問です。

○学校教育課長（芝原睦美君）

今データを持っていませんので、後ほどお知らせします [22ページに答弁あり]。

○委員（植山利博君）

先ほどのやり取りの中で、20人学級を導入したときに、あと何教室必要で、教職員は何名必要かと、後でということでしたけれども、そうするための財源的にはどれくらい掛かるかという想定ができますか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

そのことにつきましても、教職員の年齢構成であったりとか、それらがどのようになっているのかということでも大きく違ってきますので、仮に今の平均年齢で出せばこうであろうというのは出せると思いますけれども、それも計算させます。

○委員（植山利博君）

実際はどうなるか分からないわけですが、今の現状で単純に何人増やした場合にどれだけの財源が必要、今の教室をあと幾つ増やすためにどれだけの財源が必要という数字でいいと思います。分かればですよ。

○委員（仮屋国治君）

冒頭の部長口述で現在の20以下学級の数が出ていますから、現在の時点で言えば、差し引けば、313学級が20人を超えているということになりますから、アバウトな話ですが、300の教室と300人の先生がいるということになるわけです。アバウトに言えば。それでその中で見

直しと中期見通しをやっていったときに教職員が減る数、子供が減る数等を勘案したときにどうなるのだろうかという質問、それに伴う財源がどうなのだろうかと今、聴いているのですが、今聴いても出ませんよね。休憩。

○委員長（平原志保君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時35分」

---

「再開 午前10時40分」

○委員長（平原志保君）

では、再開させていただきます。

○委員（山田龍治君）

GIGAスクール構想が今、始まっています。これは当然コロナに対する教育をする中では非常に効果的なものだと思います。家に居ながら授業ができるとかですね、今後そういったものができるので。個人的には20人学級に掛ける予算をたくさん使うよりもこちらの方が現実可能だし予算も掛からないと個人的には思うんですけど、その見解をちょっとお聴かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（芝原睦美君）

山田委員のおっしゃるとおりで、ICTの活用の方にお金をかけるほうが現実的ではあると思います。これからの学校の授業は大きく変わっていきますので、先生が教えて子供がそれを吸収するというパターンではないですので、いろんなICTを使って自分の考えを作って、議論している結論に導いていくというような授業が求められますので、そのためにはどんな情報が入ってくるのか得られるのかその質がとても問われるので、教員の教材研究も質が高くなければいけないし、それに応じて指導力が必要になってくるので、そこにしっかりと予算をかけていくほうが、教育の質の向上、それから子供たちの学びの保障には直結すると考えています。

○委員（宮内 博君）

学力という点で、子供たちに知識をいかに届けていくのかという点で、GIGAスクールという一つの政策というのも効果的な面もあるだろうというふうに思うのだけれども、やはり人間としてどういうふうに子供たちが青春をしていってもらえるのかという点で考えたときに、本当にコンピューターを相手にした人間形成だけでそれが培われるものではないというふうには思うのです。人としては人がふれあう、そしてそれぞれの体温を感じながらその中で人が育っていく環境というのは、そういういわゆるコンピューターの世界ではなかなか造りうることはできないというふうに思います。そういうその多面的な子育て、子供たちの時代を担う子供たちの教育というのは求められるというふうに思うのですけれども、そういう点で考えた時に、やはり画一的に捉えるべきではないというふうに私は思うのですけれども、教育委員会ではそういったことの議論がどのようになされているのかなというふうに思うのです。その辺ちょっとお聴かせいただけませんか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

令和の日本型教育ということで、本会議でもお話をさせていただきましたけれども、個別最適化された学びと協働的な学び、これを行ったり来たりしながら育てていくことが大事で、これからのSociety 5.0の時代に求められる一つの大切な資質の中に、他と意見が違うものであっても、国が違っても習慣が違ってもそういった人たちと協働して新しいものを創造したり、課題を解決したりすることがとても大事だというふうに言われています。したがって、学校の授業もICTを使った授業だけがあるのではないので、さらに感染症対策をしながら学校行事であったり生徒会であったり地域との連携であったりそういった学びも今後一層重視されなければいけないと思っています。[「部長にも一言」と言う声あり]

○教育部長（出口竜也君）

先ほど山口議員の一般質問の中でも、令和の日本型学校教育の構築の中で、特にその中で重点的に示されたのが、今ありました、個別最適な学びと社会と繋がる協働的な学びとありました。やはり、Society 5.0もICTを活用した社会というのはもう時代の流れでありますけれども、そこを活用していく上で、これまた御指摘のありましたとおり、周りの方々と協働して、折り合って学んでいく、これはもう社会もそのとおりでありますけれども、また学校の中だけではなくて、学校の内外、地域のいろいろな行事とかですね、そういったものも含めて、修学旅行、総合的な学びの時間とかありますけれども、そういった中で日本だってこれまでの知・徳・体とありますけれども、ここの基本のところは全く変わらないと、そこに加えてSociety 5.0, ICT, この時代に対応していくというのがもう両輪として進めていかなければならないと思います。やはり基本として人間と人間の付き合いがこの社会でありますので、そのところはもう変わらず大事にしつつ、新しい情報化とかあるいは国際的な問題もありますので、そこに話をしながらみんなと一緒に仲良くしながら乗り越えていく力、こういったものをやはり教育というのは変わらず求めていくべきものだろうと思ったところであります。

○委員（下深迫孝二君）

今でも学校の先生は足りないということをよく耳にします。そして中山間地域辺りには特に臨時の職員の先生方が多く派遣をされているということをお聴きするわけですが、中山間地域、生徒も少ないからということでそういう対応をされているのかなというふうに思うのですが、そこらはどうのような教職員の配置というのはなされているのでしょうか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

ごく小規模で正規の職員が校長、教頭、教諭一人、3学級あった場合、残り2学級は期限付きの教職員というケースもあります。必ずしも大規模の天降川小などは10人近くの期限付きが入っていますので、これについては、まず、いわゆる大規模の場合には40人を超えるか越えないかここで転出入で大きく変わってきますので、そこで期限付きを入れざるを得ないというところがあるのですけれども、小規模の場合もですね、結局、県としては正規の職員を入れたいのだけれども、そういった状況でやはり学級数が変わってもちゃんと対応できるように担保をしておかないといけないということで、ある一定の期限付きを入れる計画を立てているのですけれども、それがどうしても大規模のほうには、できるだけ正規を入れたいということになって、小規模のほうについては、手薄にするということではなくて、やはり突然転校したりとか、一学年一人しかいない場合には、やはり不安定要素があるので、期限つきで対応せざるを得ないと

いうところが、小規模のほうは見られるので、そういった配置になってしまうということなのです。ただ、期限付きであってももう何年も何年もやっていて、例えば霧島市に御自宅があって、霧島市から動きたくないという方がもう何年も何年も期限付きを続けていらっしやって、正規の新採の教員よりもずっと指導力があるという方もたくさんいらっしやるので、期限付きだから指導力がないということではないです。そういったところも御理解いただければありがたいなと思っています。

○委員（下深迫孝二君）

新卒で教員の資格を取って採用された職員さん、そういう方がやはり学校になじめずにあるいは対人関係でと即休職になっておられると。そしてその臨職さんをまた持ってきて充てなきゃならないという話もよく耳にしますけれども、そういう先生方、すぐ大学を卒業して教職員になったといわれる先生方を、本来は1年ぐらい民間のいろんな会社なんかに出向させてすれば、それはそういう先生方も私はかなり減るのではないかという気がするのですけれども、今でも霧島市でお休みをとっておられる、産休は別としても、先生がどのくらいいらっしやるか把握をされているのでしょうか。おっしゃってください。

○学校教育課長（芝原睦美君）

休職者、本当の身体的な病気の方もいらっしやいますけれども、適応障害であったり、うつ病であったりということでお休みをされている方はですね、実は年々霧島市は減っております、平成29年度の休職者の中で6人いるのですけれども精神的なうつ病などで休んでいるが6名中6人です。6人休職者で、6人のうち6人全員がなんらかの精神的なメンタルで休んでいると。それから平成30年になると6人のうち4人がメンタル、令和元年になると休職者5人のうち、3人がメンタル、令和2年度になると5人のうちメンタルで休職しているのが2人、ということになっております。減ってはきているのですけれども、今委員がおっしゃったように、やはり、いわゆる教職以外の仕事をしてきて教員になったという方々は、非常にやはり指導力も高いし、精神的にも強いです。ただし、やはり新卒で入ってきた場合、当然それまでの学生生活とは全然違うので、それから自分が思い描いていた学校と現実の学校とのギャップがありますので、そういった精神的に落ち込むというケースもあります。ただ、初任者には初任研指導という、定年されたベテランの先生が指導に当たるシステムになっていますので、それであったり学校全体で同僚が支えたりする学校がほとんどです。ただ、委員がおっしゃるように、学校以外の現実社会に出すという研修制度はありますので、そういったものを活用して一般の社会というものを経験させるということは異議があることだと思っています。

○委員長（平原志保君）

戻っていらっしやったので、よろしいでしょうか。

○学校教育課課長補佐（寿山 敏君）

先ほどの件にお答えします。20人学級にした場合、小学校が今より約132学級増になります。中学校が約60学級増になります。職員数はということでしたが、基礎定数、加配定数とありまして、基礎定数は学級によって決まりますので、132学級増えたとしたら単純に約130人から140人が増えることになります。60学級増えた場合も同じように、60名前後で教員が増えることになります。加配定数というのはその学校の実情によって決まりますので、これはここでお答え

することはできません。約それぐらいだと御確認ください。[「教室は」と言う声あり] 132学級増えますので単純に132教室は必要になります。プラスアルファで考えると130から140ぐらいは必要になるのではないかなと考えられます。中学校も同じです。60学級増えますので単純に教室は60学級必要になるかと考えられます。それと、6年後の試算なのですけれども、令和8年度の小学校と中学校の児童数生徒数を調べて参りました。5月1日現在で、小学校が7,463人おりますけれども6年後の令和8年度は7,271人、中学生が5月1日現在で、3,497人おりましたが令和8年度が3,883人の予定です。ということですので、極端に霧島市は数が減るということではありませんので、基礎定数が極端に減らされるということはないと考えていいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

132学級ぐらい増えると。そうすれば当然に先生も130人を超える先生たちが必要になってくる。そうそう簡単にできる芸当ではないです。現実的に現実離れをしているなど。私は正直言って、この陳情書のほうを見ながらも思ったんです。それがもうできれば一番いいわけです。20人学級ができれば一番いいわけだけれども、そしたら教室も132教室増やすとなれば、各学校で例えば10教室くらいずつ、大きな学校はしなければいけないのかなという気がするんですが、例えばこれを国もそういう方向で推進していきますよと言っても、財源的な問題、一番大きなのは財源ですよ、これは。教員をこれだけ増やす、ものすごい財源が必要です。教室を増やすにしても財源が必要です。財源がいないのは生徒だけなのですよ。それを小さく分けるわけですから。そうしたときに、現実的にどのようにお考えになりますか。今言ったように、こういう大きな今までと違った大きなハードルがあるわけです。それを例えばクリアするためにはどのようなふうを考えていらっしゃいますか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

委員がおっしゃるように、非常にハードルが高いと思います。しかも、部長の口述の中でも採用試験の倍率は非常に落ちています。九州でも小学校で2倍を切っている県があるというような現実を見た時に、それだけの教員の数と質を確保するのは極めて困難であるというふうを考えています。

○委員（山田龍治君）

今、課長が答弁いただきましたけれども、口述の中にも全国的に教職員の採用の倍率は低下しており、欠員を補充することができない事例も見られると。全国的にということだったので、鹿児島県の現状はどのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

○学校教育課長（芝原睦美君）

鹿児島県の欠員状況というのは把握はしておりませんが、少なくとも霧島市、現段階で欠員になっている学校はございません。[「倍率を」と言う声あり] 鹿児島県の倍率、採用試験の倍率は平成27年度から平成30年度まで順に申し上げますと、小学校が10.1倍、8.8倍、7.3倍、4.2倍。中学校が教科によって差はありますが、全体としては平成27年度から順に10.3倍、10.3倍、9.2倍、7.9倍、高等学校が22.8倍、18.7倍、15.5倍、13.8倍、特別支援学校が6.3倍、6.0倍、4.6倍、3.9倍、養護教諭が5.7倍、5.3倍、4.5倍、3.7倍、栄養教諭が17.3倍、14.8倍、22.3倍、11.8倍というふうになっておりますので、特に小学校についてはかなり下がってしまっているということでございます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

ちょっと確認なのですけれども、今回の陳情というのが二つ出ていまして、一つが緊急に20人程度で授業ができるようにということで出ています。これが、コロナ関係のことで言われているのだと思うのですけれども、緊急にというのは実際難しいと思うのですが、これから感染症等がまたはやっていた時に20人学級にするのはほぼ無理だと思うのですけれども、その中の対策ということで、40人学級であろうがどうかこうにかして安全を確保するということは、手は考えていらっしゃると思うのですけれど、その内容というのをちょっと教えていただけますか。例えば都内とかで行われていたのが2分の1ずつ、国分中央高校もそうでしたけれども、半分ずつ出席させるとかそういうことをされていたと思うのですけれども、そのようにしてその期間のりきるとか、何かそういう計画があったら一応教えておいてください。

○学校教育課長（芝原睦美君）

国の施策としては、学級を二つに分けるなど分散登校等を行う場合は、教員の加配を行うというようなものもありますけれども、分散登校をしてしまいますと、どうしても学習の遅れが生じてしまいます。現在の鹿児島県や霧島市の感染状況を考えたときに、分散登校する必要はないと考えております。本市においては隼人中学校に一人、この国の制度を使って加配が入っています。一人ですね。これについては社会科の学習に遅れが見られるというようなことで、配置をされています。あと、スクールサポートスタッフについては本会議で御紹介したところです。今現在スクールサポートスタッフについては9月15日現在で申込みが24件ありまして、現在12件、12校が決定しているところです。人的支援については以上です。

○委員長（平原志保君）

委員長を交代します。ほかにないですかね。

〔「なし」と言う声あり〕

そうしましたら、ないようなので、以上で、陳情第3号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時06分」

「再 開 午前11時08分」

#### △ 議案第57号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第57号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（西田正志君）

議案第57号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての概要を説明させていただきます。霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、令和3年4月から重久保育



園の民営化を行う予定であり、これに伴い、市立としての同保育園を廃止する必要があることから、当該条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、保健福祉政策課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

議案第57号について説明いたします。この議案は、平成24年7月に策定し、平成31年4月に改訂した霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく重久保育園の民営化に伴い、同園を廃止するため本条例の所要の改正を行うものでございます。これまでに単人保育園ほか5園を民営化したところであり、今回も同様の手順で、プロポーザル方式による公募を行い、霧島市立保育園民営化選考委員会において移管法人の選考を行いました。2法人から応募があり、選考委員会による審査の結果、民営化の移管先として適当であると判断され、市ではこれを受け、「社会福祉法人すめら福祉会」を移管先として決定し、協定を結んだところでございます。このようなことから重久保育園の民営化に当たり、同保育園を廃止するため、今議会に霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての議案を提案したところでございます。[同ページに訂正あり]なお、経営移管は令和3年4月1日を予定しておりますが、前回と同様、本一部改正条例の施行日を公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日として、規則委任しております。以上で説明を終わります。よろしく御審査の程お願い申し上げます。済みません、訂正致します。霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について議案の提案をしたところでございます。訂正してお詫び申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

このすめら福祉会について、少し内容等を御説明いただけませんか。

○保健福祉政策課主幹（野村譲次君）

今回重久保育園の民営化に当たりましては、先程説明しましたけれども2法人から応募がありまして、そのうちの1法人すめら福祉会ではありますが、昭和51年から法人設立と同時に保育事業を霧島町のほうで行なっている法人であります。現在、幼保連携型認定こども園すめら保育園とすめら学童クラブを運営されております。規模的には保育園のほうが目下20名、学童クラブのほうが目下10名で、常勤職員12名で運営をされている法人であります。

○委員（植山利博君）

プロポーザル方式ということですが、この移管をしたのちは現在の保育園をそのまま活用されるのか、何か増築改築予定が今の段階であるのか、それから職員の採用なり増員をどの程度見込まれているのかお示しをください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

今回、法人を募集するにあたりまして、募集要項を作成しております。その中でまず職員につきましては、保育園で現在勤務する職員のうち就労を希望する者についてはすべて移管後の保育園で採用することという条件を付けてあります。それと場所につきましては、個別条件として募集要項に載せていますけれども、土地建物は3年間無償貸与とし、3年以内に園を新設することと。園の場所につきましては現在重久保育園の近くにありまして、岩戸、妻屋、道場口

地区内において法人が適地として取得した土地で新しく園を造っていただくということを条件にしております。

○委員（宮内 博君）

今、募集要項の中で新しく引き受けるこのすめら保育園に、希望する保育士は全て採用することということでの条件を付けているということではありますが、これはこの非正規の保育士のことだろうと思うのです。それでお聴きをしたいのは、まず正規の職員、保育士が何人働いていて、非正規の方が何人いらっしゃるのか、そこをお聴きします。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

現在、重久保育園は総勢14名、うち正職員は園長1名、保育士4名、調理員1名の6名です。非正規職員は保育士7名、うち保育補助員1名、保育補佐員1名、調理員が1名の8名になります。

○委員（宮内 博君）

この非正規の8人については、今おっしゃったような要綱の中できっちり、本人が希望すれば新しいところでも勤めることができるようにということでの条件を付けているということではありますが、正規職員が6人いらっしゃるということでありました。実際に重久保育園の入所率を見ますと7割を切っている状況だろうというふうに思うのですけれども、この間どういうふうに推移しているかちょっとお示しいただけませんか。

○保健福祉政策課主幹（野村譲次君）

重久保育園の入園状況につきましては、定員60名に対して平成30年が46人、平成31年が41人、令和2年が45人いずれも4月1日現在の人数であります。

○委員（宮内 博君）

定員60人に対して、まだまだこの余裕があるという状況がずっと続いているのかなとそんなふうに思うのです。それで今回の重久保育園の民営化によって残り公立保育園というのは4園ということになってくるわけです。それで残り4園を見ても、一番この入所率が高いのが牧園保育園、それでも50%ということだろうと思うのです。それであとの所は30%台から40%台という状況だろうと思います。それでお尋ねしたいのは、正規職員が今6人ということではありますが、残された4つの園の正規職員、非正規職員の状況というのはどういうふうになっているかというのがわかればお答えいただければ。

○保健福祉政策課主幹（野村譲次君）

まず、横川保育園ですけれども正規職員が4名、非正規職員が6名、高千穂保育園が正規職員が4名、非正規職員が7名、牧園保育園、正規職員が7名、非正規職員が2名、中津川保育園、正規職員が4名、非正規職員が4名となっています。

○委員（宮内 博君）

当然に先ほどあった正規職員6人の方は保育園で働くという保育士の当然資格を持っていらっしゃる方たちだと思います。あと非正規で働いていらっしゃる方も、ほとんどがその保育士の資格は持って働いているというのがこれまでの議論の中でも明らかにされているのですけれども、そのところはそういう状況が続いているというふうに理解してよろしいのですか。

○重久保育園長（鮫島政昭君）

職員の中には保育士の職を持たない補助員が3名おりますけれども、体系的には前の状態を維持しております。

○委員（宮内 博君）

当然に来年4月からはこの正規職員の保育士の方たち、それぞれ公立保育園として残っているとところに仕事に就いていただくということになるかと思うのですが、そうしますと現在働いている非正規の方たちの身分がどうなるのだろうかというようなことが当然考えられるわけでありましてけれども、その辺はどのような検討をなさっていらっしゃるのかお聴きさせていただきます。

○保健福祉政策課主幹（野村譲次君）

今回、重久保育園を民営化するに当たりまして、職員の異動があるかと思えます。総務課、企画課ともちょっと話をしたのですが、それらの職員につきましては残った公立保育園の非正規職員の代わりに職員が入ってくる形になりまして、非正規の方につきましては会計年度任用職員でありますので一年契約になっておりますので、その時点で終わりの方もいらっしゃる形になるかと思えます。そういった流れになり、希望に応じまして保育士の正規職員の方に応じましても一般事務職への配置換えも希望によりましてできるということも聴いております。

○委員（宮内 博君）

その当然そういうふうになりますよね。ただ、会計年度任用職員には3月末で任期を終えるということで一つの通達でその職を奪うというのかですね、言い方を代えればそういうこともありうるということになるかと思えます。そういう状況の中でことが進められていくということになるわけですが、やはりその非正規の方たちにも、先ほどあったように補助員の方は保育士の資格を持ってない方もいらっしゃるということでありますけれども、ほとんどの方が保育士の資格を持って、そういう知識を得た上で仕事をなさっているということでもありますから、当然、法律上は会計年度任用職員ということになっていきますとできるということではありますが、きちんとこの身分が保障できる形で対策をとるというようなことが必要だろうというふうに思うのですが、その辺はこれまで公立保育園から民間に移管をした保育園等にもきっちり呼びかけをして、対策をとるといったことなどが当然求められてくるというふうに思うのですが、その辺は議論しているのでしょうか。

○保健福祉政策課主幹（野村譲次君）

そこらあたりの議論につきましては、課内のほうでは協議をしたのですが今回、すめら保育園さんのほうが身分移管の希望者が5名いらっしゃって、すめら保育園のほうから2名来て、あと新規採用で嘱託のほうを1名、調理員を1名という採用計画で募集されておりますので、そこらあたりの新規採用をしていただくのであれば、公立保育園にいらっしゃった方を採用していただければという話が進められるのかなと思うところです。

○委員（植山利博君）

この園舎は築何年ぐらいですか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

重久保育園の築年数は昭和49年4月に建築しておりまして、年数でいいますと46年になります。

○委員（宮内 博君）

先ほど3年間無償貸与するというものでありました。その後が岩戸地区辺りに新しくすめら保育園のほうで土地を求めて、そこに建設をしてもらうというようなことになるのかなと私は理解したのですけれども、いわゆる無償で貸与したのちに現在の重久保育園をそのすめらに活用してもらうというようなことではないということに理解してよろしいですね。あそこはかなり敷地面積が昔の小学校の後ですかね、敷地面積広いところで、活用方法はたくさんあるだろうと思うのですけれども、そこをちょっと確認させてください。

○保健福祉政策課主幹（野村譲次君）

今回、重久保育園の民営化を進めるに当たりまして、当初はその保育園で運営できないかということも検討したのですけれども、土地を売却、建物を無償譲渡ということで、地区の自治公民館長さんと協議しましたところ、やはりあそこは市の公園があったり、東襲山地区の名義の土地もあったり、また上の方には学問神社もあるということもありまして、さらに入口のところが市の所有になっていたりするものですから、その自治会の公民館の役員さん館長さんのほうから、できればもうそこに他の法人が入ってこられると使い勝手が悪くなるということもありましたので、今回は3年間無償貸与をしまして新たな場所に移設していただくという手法でやったところです。

○委員長（平原志保君）

ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第57号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時27分」

---

「再 開 午前11時28分」

#### △ 議案処理

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は議案番号順に行います。

#### △ 議案第57号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第57号霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、自由討議は終わります。それでは討論に入ります、討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第57号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加をしたいと思います。今回、霧島市立重久保育園を霧島地区で保育園等を運営している、すめら保育園に譲渡をするということで、条例上から重久保育園をなくすという提案があります。この民営化計画は平成24年7月に霧島市保健福祉施設民営化実施計画が策定をされて、その後準人保育園をはじめ、保育園あるいは養護老人ホーム等が民間に譲渡をされてきたという経過があるわけです。今回の重久保育園の民営化もその一連の計画の中で進められているところであり、今回、同保育園には14人の保育士が勤めている。正規職員が6人、非正規職員8人ということであり、非正規職員については本人が希望すれば、新しく譲渡をされる保育園に勤務してもらうということで募集要項の中で明記をされているということでもありますけれども、この民営化計画のもっともこの大きな問題というのは、やはりこの地方公共団体が住民の福祉増進を図るということを基本にして運営されなければならないということではないかと思えます。保育園あるいは養護老人ホーム等の民営化はやはり社会的に弱い立場の人たちをきっちり公立の園やホームでしっかり生活を保障するという形で自治体が行うべき政策としては逆行するものであるということ指摘をしなければなりません。同時に残された4つの園の行方も非常にこの危惧するものであります。多くの保育士の方たちの身分保障の問題、そしてまたそこで極めて不安定な状況で働かされている非正規職員の方たちの身分保障の問題等もやはり問題でありますし、やはり政策の後退という点ではこの重久保育園の民営化というのは認めるわけにいかないということをお願いしておきたいと思えます。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（植山利博君）

私は、議案第57号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。今回の条例改正はこれまで福祉施設の民営化実施計画に基づいて保育園の民営化が進められてきたその一環として、今回も民営化を進めようとしております。これまで6園を民営化してきたわけですが、民営化の結果、保育内容の充実、様々な充実した保育メニューがつけ加えられて、保護者が大変喜んでおられる状況があります。今回も今、入所率がそれほど高くない、定数が60名の中を46名から45名で推移している入所率も、恐らく民営化することによってもっと高まるだろうというふうに思うところでもあります。またこの重久保育園の園舎は昭和49年4月に築造されたということで、もう50年近くが経過をしようとしている中で早急な建て替えも求められる施設であります。この民営化によって近い将来、間近な将来新しく園舎も建て替えられることが想定され、また建て替えにおいては市が直接建て替えるよりも国県の手厚い補助も受けられるような子育て制度も非常に最近充実をしてきております。そして、またその跡地利用についても地域の住民の方々の声を反映した形で、将来そのまま市の土地として有効活用されるというようなことまでしっかり議論がされているということ等を鑑み、この民営化は可とすべきものだということを申し上げて私の賛成討論といたします。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で討論を終わります。採決します。議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者6名。賛成多数と認めます。したがって議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第60号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第60号請負契約の締結について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第60号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第61号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第61号、財産の取得について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第61号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第62号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第62号、財産の取得について自由討議に入ります。御意見はありますか。

○委員（植山利博君）

議案第62号、財産の取得について、これは国分中央高校の食品加工の什器を購入しようとする議案であるわけですが、これは先ほどの質疑の中で、入札が2回されても落札業者がいなかったというようなことのようにあります。その内容については、予定価格の設定が見積りを取った定価の7割を持って設定をしたということであり、結果としてアイホー調理機株式会社が落札したわけですが、この業者は給食関係の専門業者で非常にそういう環境に秀でているということは聴いておりますけれども、公が備品の調達や資材の購入等に安ければ安いほど安く買えばいいという姿勢ではなくてですね、やはり適正な価格そして市場価格、そして業者にも一定の正当な利益が出るような配慮というのも必要だと思います。この価格が果たしてどれぐらいのその利益が出るかというのは私としては不透明でありますけれども、やはり公の立場としてはそういうことも十分配慮をした入札や物品購入にあたるべきだということを意見として申し述べたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第62号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 陳情第3号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第3号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情について自由討議に入ります。御意見はありますか。

○委員（宮内 博君）

今回提出をされております陳情書は、コロナ感染症の拡大という、かつて経験したことがない感染症の新たな拡大を受けて、子供たちの学びの環境をいかにつくり上げていくのかということで、国に対して意見書を提出するということを求めて陳情書が出されていると背景があります。議論の中で少し述べましたけれども、すでに文科省においても子供たちの学びの環境をどういうふうに確保していくのかということで、慎重な議論が進められているというふうに国会でも議論がされている経過があります。これはこの国の政策に関わる問題でもあるわけであり、議論の中で明らかになったように、当然、新しく学校を整備する体制も求め

られてくると。また子供たちの教育の機会を担保するために、先生方の配置も十分考えていかなければいけないというようなことであります。やはり政策の大きな転換をこのコロナ禍にあって求めていこうということでもありますので、そのところは将来の子供たちの環境整備をいかに進めていくかに係る問題でもあるということで、私は捉えるべきだということを意見として申し上げておきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

この陳情第3号は、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情という表題はなっているのですが、内容としては国に意見書を出してくれという内容であります。この表題の最初の私が今読んだ表題は、思いとしては十分理解ができるし、そういう方向をにらんで前進すべきだということは全く同じ思いであります。ただし、陳情内容の1項目に子供たちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため、緊急に20人程度で授業できるというこの一文は、緊急にというのは今すぐ、このコロナ禍の中でこういう事情ができてきたということは分かるのだけれど、今すぐ20人学級の体制を国に保障してほしいという表現になっておりますので、このままの文章で意見書を出すことは控えたほうが良いと私は思っております。

○副委員長（鈴木てるみ君）

私も少人数学級に向かっていくというのは、時代の流れなのだろうなと思っておりますけれども、今回の陳情でコロナ感染に対しても20人学級というのが有用であるようなことが書いてありますけれども、文科省が6月1日から7月31日に行なった調査を基に、その結果は学校が感染経路になる可能性は非常に低かったと。もちろん三密を避けるとか手指消毒を徹底するということが前提ですが、そういった結果も報告されており、そしてその内容は8月6日に文科省初等中等教育長名で都道府県知事同教育委員会教育長宛てに通達されておりますので、緊急にということとはふさわしくないのではないかと、それよりも今は30人以下の少数編制を目指すべきではないかと私も思います。

○委員長（平原志保君）

よろしいでしょうか。趣旨採択等の意見などがあれば、ここで発言してください。

○委員（植山利博君）

陳情者の思いも受けて、当委員会でこの陳情を趣旨採択ということはなじまないのではないかと。だから、継続審査にするなりして、この文言の調整が陳情者でできるのかできないのか、そうであればもうこのままでないといけないというのであれば、これはもう私個人は不採択にせざるを得ない。だからその辺の陳情者の思いというのもありますので、そこら辺を確認してからでもいいのかなという気がします。

○委員（下深迫孝二君）

今いろいろ意見が出ております。極力少人数学級にするように努力をしてもらうということは私も大事だと思うのだけれども、今そんな20人学級といたって、さっきもいろいろお聞きしましたけれども、とてもとても現実味のない陳情だろうというふうに思いますので、そこら辺をもし変えて意見書として出されるのであれば、私は出すことはやぶさかではないというふうに考えます。

○委員（新橋 実君）



今日、陳述員の方がみえなかったのですけれども、今、植山委員も言われましたけれども、やはりそういう方の思いというのはなかなか聴けなかったわけです。今回来れなかった原因というのちょっとわかりませんが、私も少人数をできるだけ、20人というのはちょっとなかなか先ほどもいろいろ話を聴く中でちょっと難しいのではないかと思いますけれども、減らす分には40人というのは非常に密でありますので、その辺も話を聴いて対応したらどうかなとは思っています。一気に20人というのはやはり難しい、現在のままではやはり否決するべきだと思うのですけれども、そういう話が聴けるのであれば、もう少し継続にするとかそういう方向でもいいのではないかと思います。

○委員長（平原志保君）

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するかそれとも継続審査にするかについてお諮りします。ここで休憩します。

「休 憩 午前11時47分」

---

「再 開 午前11時48分」

○委員長（平原志保君）

再開します。御意見はないでしょうか。

○委員（山田龍治君）

今日は陳情者の方の御意見を聴いていない中で、この陳情に対する思いとかその陳情の形というのは言葉で聴いていないところもあります。そしてまた議論の中でも現実的にやはり20人学級を早急にするというのは非常にこの文言が不適合なところもありますし、コロナ禍においてのこういった形で急いでしなさいというのは、やはり現実的に予算も含めて、非常に厳しい状況がありますので、もう一度継続審査をした方向で進めていくべきだと考えます。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは今、継続審査というお声がでましたが、皆様、継続審査にすることで御意見ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

したがって、陳情第3号は継続審査とすることに決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、委員長報告については、一任ということなので、そのように致したいと思います。それでは審査を終わります。

### △ 所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査について何か御意見はありませんか。[「コロナの状況次第」、「なにが起こるかわからない」、「従来どおり所管に関わる事項」と言う声あり]。そのようにさせていただきます。以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。

### △ その他

○委員長（平原志保君）

次に、その他、委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、本日の日程は全て終了しました。これで、本日の委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保